

令和6年第2回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

**1 開催日時** 令和6年6月13日（木曜日）午前11時13分～午前11時37分

**2 開催場所** 第1・2委員会室

**3 審査案件**

- (1) 議案第96号 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第97号 青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 請願第5号 小児がんの治療による特別な理由で予防接種の再接種が必要な子どもに対する接種費用助成を求める請願

**4 報告事項**

- (1) 令和6年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について
- (2) 公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等及び本市の対応について
- (3) 第4回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について

**○出席委員**

委員長	赤平勇人	委員	関貴光
副委員長	工藤夕介	委員	竹山美虎
委員	山田千里	委員	木戸喜美男
委員	中村美津緒	委員	小豆畑緑

**○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	佐々木 浩 文	市民病院事務局次長	今 国 弘
福祉部長	岸 田 耕 司	市民病院事務局次長	遠 嶋 祥 剛
保健部長	千 葉 康 伸	環境政策課長	菊 池 朋 康
市民病院事務局長	奈 良 英 文	福祉政策課長	松 島 豊
環境部次長	柴 田 一 史	関係課長等	
福祉部次長	白 戸 高 史		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査	北 山 賢 臣	議事調査課主査	久 保 拓 哉
議事調査課主査	笹 田 貴 子		

**○赤平勇人委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 2 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第96号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 議案第96号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の議案第96号関係資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてです。

国においては、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐため、こども未来戦略の閣議決定を受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満 4 歳以上児の職員配置基準を30対 1 から25対 1 へ、満 3 歳児の職員配置基準を20対 1 から15対 1 へ改正を行いました。本市においても、この改正を受け、教育・保育施設の職員配置を定める各条例について所要の改正を行うものです。

次に、「2 改正する条例」になります。

表頭の「国命令等」の欄ですが、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」ほか 2 本の基準の改正を受け、表頭中央の「条例名」の欄ですが、青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか 3 本の条例を改正しようとするものです。

なお、対象となる認可・認定施設は、表右側の欄に記載しています。

次に、「3 改正内容」です。

改正内容は（1）、（2）の 2 点になります。

（1）は、各教育・保育施設における満 3 歳児及び満 4 歳以上児の職員配置基準を改正するものです。表のとおり、満 3 歳児については、おおむね20人につき 1 人から15人につき 1 人に、また、満 4 歳以上児については、おおむね30人につき 1 人から25人につき 1 人に改正します。

（2）は、国の命令等と同様、改正後の職員配置基準に従って職員等を配置した場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、改正前の職員配置基準が効力を有する旨を経過措置として定めるものです。

次に、「4 施行期日」です。

本条例は、公布の日から施行するものです。

続きまして、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。議案第96号関係資料 2 - 1 から 2 - 4 の新旧対照表になります。

いずれの条例においても、満 3 歳児については、おおむね20人につき 1 人から15

人につき1人に、また、満4歳以上児については、おおむね30人につき1人から25人につき1人にそれぞれ改めます。

以上、議案第96号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○赤平勇人委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 議案第97号「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、福祉館は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内11か所に設置しています。現在、老朽化対策として改築中の滝内福祉館の建て替え工事が令和6年7月末に完了する予定であり、それに伴う使用料の額を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、「2 福祉館改築の概要」についてです。

令和5年度から改築工事を行っており、現在、本年8月末の供用開始を目指し、工事を進めているところです。

2ページの平面図を御覧ください。

下の図が新施設となっており、貸出施設として、集会室・多目的室A・B・Cを設置したほか、これまでと同様、図書室や休憩室として自由に使用できる集会室・多目的室Dを設置しています。

なお、部屋の配置等については、地元町会の意向を反映したものとなっています。

1ページにお戻りください。

「3 改正の概要」についてです。

条例別表中、当該福祉館の使用場所について、ただ今、御説明した貸出施設である集会室・多目的室A・B・Cの3か所については、これまでに改築した幸畑福祉

館や片岡福祉館と同様、使用する部屋の面積に応じて、同じ料金体系として設定するものです。集会室・多目的室Dについては、自由に使用できる部屋であることから、使用料を設定しないこととしています。

3 ページは、条例別表の新旧対照表であります。太字の部分が改正する箇所になります。

1 ページに戻っていただいて、「4 施行期日」についてです。

完成予定が令和6年7月31日となっておりますが、工事の進捗状況等に応じて設定するため、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行しようとするものです。

以上、議案第97号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○赤平勇人委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「小児がんの治療による特別な理由で予防接種の再接種が必要な子どもに対する接種費用助成を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 請願第5号「小児がんの治療による特別な理由で予防接種の再接種が必要な子どもに対する接種費用助成を求める請願」につきまして、本市の考え方を御説明申し上げます。

請願第5号は、小児がんの治療による特別な理由で予防接種の再接種が必要な子どもに対する接種費用について助成を求めるという内容であります。

本市の考え方ではありますが、小児がんの治療のため、骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種のワクチンの免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師に判断されている方がいらっしゃることは認識しております。この点については、個人の感染予防はもとより、感染症の発生及び蔓延の予防として、公衆衛生上においても重要でありますことから、全国市長会において、「骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等助成制度を確立すること」と国へ提言しているところであります。

本市の予防接種の費用助成につきましては、市民の健康及び安全・安心を第一に

考え、国において、ワクチンの有効性・安全性が確認され、加えて健康被害の救済措置が担保される予防接種法に基づく定期接種のほか、国等からの財源補填のある任意接種を対象としているところです。

このような考え方から、任意接種となります再接種の費用助成は現時点で実施しておりませんが、本市における対象者、また、ワクチンの接種状況について調査するとともに、他都市の先進事例について研究してまいります。

以上でございます。

**○赤平勇人委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本請願については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○赤平勇人委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和6年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和6年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 目的」についてですが、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画に基づき、地域密着型サービスの指定予定事業者を選定することを目的に行うものです。

「2 サービスの種類及び件数」については、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスについて、6種類、7事業者の公募を予定しております。

その内訳といたしましては、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護——ミニ特養が2件、②の認知症対応型共同生活介護——グループホームが1件、③の地域密着型特定施設入居者生活介護が1件、④の小規模多機能型居宅介護が1件、⑤の看護小規模多機能型居宅介護が1件、⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護

看護が1件となっております。

「3 公募圏域」については、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護——ミニ特養については、全圏域を対象とします。②の認知症対応型共同生活介護——グループホームは、圏域間の定員数に配慮し、既存の定員数が少数の圏域を対象とします。③の地域密着型特定施設入居者生活介護、⑤の看護小規模多機能型居宅介護、⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、未整備圏域を対象とします。また、④の小規模多機能型居宅介護は、1つの圏域に2事業所まで整備されることとなるように、未整備圏域と整備済事業所が1事業所の圏域を対象とします。

なお、今回、公募するサービスの件数及び公募圏域については、青森市地域密着型サービス等運営審議会において審議し、決定いただいたところです。

「4 スケジュール」については、公募期間を7月1日から10月18日までとし、公募説明会を7月8日に開催することとしております。その後、応募書類の受付を10月1日から10月18日までとし、11月に一次審査を、12月に二次審査と選考を行い、この選考結果を踏まえて、事業者を選定することとしております。

最後に、「5 周知方法」については、7月1日号の「広報あおもり」、市ホームページへの掲載のほか、介護サービス事業者への電子メールにより周知することとしております。

説明は以上となります。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等及び本市の対応について」報告を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等及び本市の対応について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 新型コロナウイルス感染症患者移送業務について」であります。〔(1) 委託業務の内容〕は、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者等のうち、軽症者等を自宅から宿泊療養施設や病院など、本市が指定する場所へ移送を行うものであります。

〔(2) 契約実績等〕につきましては、契約相手方が近畿日本ツーリスト株式会社青森支店、契約実績が5件、契約金額が計3229万8188円となっております。

次に、「2 公正取引委員会からの排除措置命令等の概要」であります。

詳細につきましては別添の公正取引委員会の公表資料のとおりであります。〔(1) 事業者への処分〕については、独占禁止法第3条の不当な取引制限の禁止、



この規定に違反する行為を行っていたとして、東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北、名鉄観光サービス株式会社、株式会社JTBの4社に対し、排除措置命令が出されたものであります。

「(2) 本市に対する要請等」につきましては、特定の事業者から業務を共同で実施したい旨の要望を伝えられていたにもかかわらず、同一の入札に参加させる行為があったほか、入札前に可否照会先を特定の事業者伝えるなど、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で適切とは言えない行為等があったとして、要請等が行われたところであります。

その内容についてであります。1つに、指名競争入札の際、共同実施をうかがわせる情報に接した場合は、同一の入札に指名しないこと、2つに、再委託をうかがわせる情報に接した場合は、積極的に状況の確認をすること、3つに、入札前に可否照会先を特定の事業者伝えるような行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることといった要請等を受けたところであります。

次に、「3 本市の対応」につきましては、「(1) 事業者に対する処分」については、公正取引委員会の排除措置命令を受け、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領第2条第1項の規定に基づき、別表2第13号の措置要件の独占禁止法違反行為に該当するものとして、公正取引委員会に課徴金減免制度の申請を行い、自主的に報告した東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北については令和6年6月5日から令和7年3月4日までの9か月、当該申請のなかった名鉄観光サービス株式会社、株式会社JTBの2者につきましては令和6年6月5日から令和7年12月4日までの18か月の指名停止措置を6月5日付で行いました。

なお、当該業務の受託者であります近畿日本ツーリスト株式会社については、自らが関与した談合について、その内容を公正取引委員会の調査開始前に自主的に報告したことで課徴金が全額免除されていること及び排除措置命令の対象にもなっていないことから、指名停止の対象とはならないものであります。

「(2) 再発防止に向けた対応」につきましては、指名競争入札の際、業者が業務を共同で実施しようとしている情報に接した場合の注意事項や、入札や契約に関して公表していない情報の守秘義務の遵守の徹底等について、6月5日付で全庁に通知するとともに、契約事務の手引の改定を行いました。また、今後、各種職員研修において周知徹底を図っていくこととしております。

今回の要請等は、入札談合等関与行為防止法に抵触するものではないものの、市としては重く受け止めておまして、今後、このようなことが二度と起こらないように、適切に取り組んでまいります。

なお、本件につきましては、総務企画常任委員会においても総務部から報告していることを申し添えます。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「第4回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について」報告を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 第4回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 会議概要」ですが、去る5月26日、統合新病院に係る基本構想・計画の策定に当たり、助言等を得るため、学識経験者、医療関係者など、13名の方に御出席いただき、資料に記載の3つの案件について御意見を頂戴しました。

議事要旨につきましては、別紙1のとおりとなっておりますが、整備場所について、本年2月に開催した第3回有識者会議において、市の整備場所等検討会議における全ての資料及び議事要旨を共有した上で、今回の会議で、検討箇所の概要やテーマごとの意見を都市計画との整合、救急患者搬送環境、地震などの論点ごとに整理した資料等をお示しし、御意見を頂いたところ、新たな検討対象地として、外環状線周辺エリアに公有地がないか検討するよう求められたものであります。

また、経営形態につきまして、福田座長から、管理運営側からすると、地方独立行政法人のほうが運営しやすいが、全職員を対象としたアンケートの結果を基に、知事と市長で判断されることになるなどの御意見を頂いたところです。

会議の議事要旨につきましては、本日からホームページで公開するほか、会議の様子は、青森市公式ユーチューブチャンネルで公開しております。そのほか、「広報あおもり」7月号に概要を掲載することとしており、広く市民の皆様に情報共有を図ることとしています。

報告は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** まず、この有識者会議の議事要旨ができる前に、ユーチューブチャンネルで約1時間半ですか、ちょっと3回ほど見させていただいて、私なりに色々、勉強いたしまして、それで、この議事要旨が出て、ようやく観点が分かってきたんですけども、昨日、私も質問いたしました救急搬送、この件につきまして、いろんな構成員の方から、救急搬送などの観点を踏まえると青い森セントラルパークが適地、そして、中心部に医療機関があると全体的に救急搬送時間の短縮につながるというふうに構成員の方がおっしゃってございました。

それで、ちょっと資料の提出を求めたいのですが、もちろん今日でなくてもいいので、昨日、答弁でもありました「人口30万人程度の地域消防本部の現発から病院到着の平均所要時間約10分（令和3年版救急・救助の現況）」という、その資料、昨日の答弁であれば、一次・二次・三次医療の全ての平均が10分だということであ

りましたので、まず、その資料の提出を求めたいと思います。2つ目、この資料を作成いたしました株式会社システム環境研究所に対しまして、外環状線の周辺エリアの地点の5分・10分で色分けしている面積と青森セントラルパークの5分・10分圏内で色分けしている面積、それぞれの面積、この2つの資料の提出を求めたいのですが、よろしいでしょうか。

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 資料につきましては、1点目の救急のものにつきましては、後ほど、各委員に個別に配付させていただく形で大丈夫でしょうか。

○赤平勇人委員長 お願いします。

○奈良英文市民病院事務局長 あと、業者のデータに関しては、すみません、ちょっと業者との確認の上で、こちらはどういう部分までできるかというのは、業者も様々、事情もあるかと思しますので、そこを確認の上で、申し訳ありません、対応させていただければと思っています。よろしいでしょうか。

○赤平勇人委員長 お願いします。

〔中村美津緒委員「以上です」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )